

敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付要綱

取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(指定の申請等)

第3条 要綱第5条の指定を受けようとする事業者は、以下に定める書類を添えて、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付指定申請書（様式第2-1号又は様式第2-2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 決算書及び連結財務諸表（過去3か年度）
- (3) 納税証明書
- (4) 様式4-1号から様式第4-9号まで
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、要綱第6条第2項の規定に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは指定の決定をし、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付指定通知書（様式第5号）を当該事業者に送付するものとする。

3 要綱第5条の指定を受けようとする事業者が、指定申請書を市に提出した後、申請を辞退する場合は、申請辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の申請等)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定申請書及び添付書類に記載された事項について変更があるときは、あらかじめ敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付指定内容変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは必要な調査を行い、適当と認めたときは敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付指定内容変更承認書（様式第7号）を当該指定事業者に送付するものとする。

(用地取得届)

第5条 指定事業者は、用地の引き渡し等（用地の賃貸借・無償譲渡・交換等による取得、用地の占有権・使用権の取得を含む）を受けた後15日以内に用地取得届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(建設届)

第6条 指定事業者は、事業所の建設に着手後15日以内に事業所建設届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(営業状況報告書)

第7条 補助事業者は、事業所の営業開始日の属する年度以降5年間、各年度終了後20日以内に、以下に定める書類を添えて、営業状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地及び建物の登記簿謄本(初年度報告時のみ)
- (2) 雇用の状況を確認できる書類
- (3) 市税の納税証明書

(投下固定資産等の売却・譲渡の申請等)

第8条 要綱第7条第1項の承認を受けようとする補助事業者は、投下固定資産等を売却・譲渡しようとする日の90日前(市長がやむを得ない事情が認める場合は、市長が指定する期日)までに、売却・譲渡承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは売却・譲渡承認通知書(様式第12号)を当該指定事業者に送付するものとする。
- 3 市長は、審査に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、売却・譲渡の理由に関する書類や売却・譲渡先の事業者に関する関係書類の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第9条 指定事業者は、要綱第10条第1項の申請をしようとするときは、以下に定める書類を添えて、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付申請書(様式第13-1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第13-2号)
- (2) 収支予算書(様式第13-3号)
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 積算金額の根拠資料(見積書等)
- (5) その他参考資料(必要に応じて(1)～(4)を補足する説明資料)

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは要綱第9条第2項の規定に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付決定通知書(様式第14号)を、当該指定事業者に送付するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、要綱第12条の申請をしようとするときは、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付変更承認申請書(様式第15号)を市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、要綱第13条の申請をしようとするときは、以下に定める書類を添えて、敦賀市地域振興プロジェクト補助金実績報告書(様式第16-1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第16-2号)
- (2) 収支決算(見込)書(様式第16-3号)
- (3) 契約書、領収書(又は請求書)等の支払関係書類の写し
- (4) 償却資産明細書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条により提出された実績報告書の内容を審査し、その内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、敦賀市地域振興プロジェクト補助金等額確定通知書(様式第17号)を補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、要綱第15条第1項の請求をしようとするときは、敦賀市地域振興プロジェクト補助金交付請求書(様式第18号)を、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、要綱第15条第3項の請求をしようとするときは、以下に定める書類を添えて、敦賀市地域振興プロジェクト補助金部分払交付請求書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(1) 敦賀市地域振興プロジェクト補助金実績報告書(様式第16-1号)

(2) 事業実施報告書(様式第16-2号)

(3) 収支決算(見込)書(様式第16-3号)

(4) 契約書、領収書(又は請求書)等の支払関係書類の写し

(5) 償却資産明細書

(6) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和8年4月23日から施行する。